

沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(平成16年10月22日沖縄県公安委員会規則第8号)

改正 平成29年8月29日沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県公安委員会等（沖縄県公安委員会、沖縄県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。）に対して行うこととされ、又は沖縄県公安委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。